



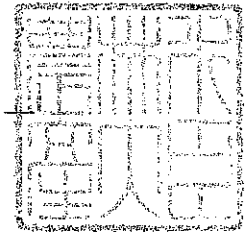
17 消安第 7529 号

平成 17 年 10 月 24 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 岩永 峯



日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 及び第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 畳表の日本農林規格（昭和 48 年 1 月 12 日農林省告示第 15 号）の改正
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和 60 年 4 月 20 日農林水産省告示第 531 号）の改正
- ③ 果糖品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1646 号）の廃止
- 4 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1653 号）の改正
- 5 しいたけ品質表示基準の制定

果糖品質表示基準の廃止について（案）

平成18年3月24日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、果糖品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1646号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

「果糖」の名称については、一般誤認防止ルールでの対応で十分であり、名称以外に特段の項目が規定されていないことから、廃止する。

果糖について

1 品質表示基準制定等の経緯

平成 8 年 3 月	果糖の J A S 規格制定
平成 8 年 9 月	果糖品質表示基準制定
平成 1 2 年 1 2 月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、 新しく果糖品質表示基準制定（旧基準廃止）
平成 1 4 年 1 0 月	果糖の J A S 規格廃止

2 輸入状況

輸入数量		
	年次	輸入数量(t)
	1 2	31, 127
	1 3	29, 612
	1 4	27, 947
	1 5	35, 562
	1 6	31, 670
主な輸入先国	アメリカ合衆国、フィンランド	

果糖品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1646号

(趣旨)

第1条 果糖（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「果糖」とは、次に掲げるものであって、果糖含有率が98%以上のものをいう。

- (1) でん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの
- (2) 砂糖をインペルターゼ又は酸により加水分解して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの
- (3) はちみつ、きくいも又はデーツその他の果実をイヌラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの

(表示の方法)

第3条 名称及び内容量の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「果糖」と記載すること。

(2) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量をグラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。

附 則（平成12年農林水産省告示第1646号）

この告示は、公布の日から施行する。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成17年10月27日（木）
14時～

場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

- (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ア 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正
 - イ 畳表の日本農林規格の改正
- (2) 品質表示基準の見直し等について
 - ア しいたけ品質表示基準の制定
 - イ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正
 - ウ 果糖品質表示基準の廃止
- (3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正について（案）
- 4 畳表の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 しいたけ品質表示基準の制定について（案）
- 6 果糖品質表示基準の廃止について（案）
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事
○ 石井 胖行	(財)食品産業センター参与
○ 小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○ 田島 眞	実践女子大学生活科学部教授
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会監事
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
磨井 弘美	熊本県経済農業協同組合連合会 い業市場課長
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川畑 正美	主婦
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社)全国消費生活相談員協会
斉藤 永達	日本スターチ・糖化工業会 技術委員長
佐藤 清光	全日本 I S O 豊振興協議会 会長
下川 賢彦	全国い製品卸商業団体連合会 副会長
土倉 修治	全国い製品卸商業団体連合会 会長
土橋 芳和	(社)日本缶詰協会技術部長
内藤 英代	消費科学連合会 企画委員
長谷川 朝恵	主婦
福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会 技術顧問
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常務理事
増田 勇	全日本豊事業協同組合 理事長
本島 敏朗	全国い生産団体連合会 専務理事

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント募集結果

(果糖品質表示基準の廃止案)

パブリック・コメント (募集期間：17.11.14～17.12.13)

受付件数

なし